

## J R 烏山線開業100周年記念冠使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、J R 烏山線開業100周年記念冠事業の承認に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業の内容)

第2条 市長は、J R 烏山線開業100周年を記念して、市内を中心に活動している団体及び企業等（以下「市民活動団体等」という。）が行う事業に対し、「J R 烏山線開業100周年記念」という冠（以下「冠」という。）の使用を認めるものとする。ただし、市は冠を使用する事業に対し、事業の趣旨に賛同し、その開催にあたり冠の使用を認めることをもって協力することとし、事業の実施に係る経費等は原則負担しないものとする。

(対象事業)

第3条 冠使用の対象となる事業は、次に掲げる事業とする。

(1) 令和6年3月31日までに実施され、市民活動団体等が独自に企画・実施するもので、J R 烏山線開業100周年記念事業の趣旨にふさわしい事業

(2) その他市長が特に適当であると認める事業

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当すると認められる事業は、対象としない。

(1) 特定の思想、政治又は宗教的な内容を含む事業

(2) 法令等に違反するもの又はそのおそれがある事業

(3) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがある事業

(4) その他市長が不適当であると認める事業

(使用申請)

第4条 冠を使用しようとする市民活動団体等は、J R 烏山線開業100周年記念冠使用申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 市民活動団体等の概要が分かる書類

(2) 事業の内容が分かる書類

(3) 入場料、参加料その他の費用を徴収する事業にあつては、当該事業に係る収支予算書

(4) その他市長が必要と認める書類

(使用の承認)

第5条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、冠の使用の承認を行うことが適当と認めるときはJ R 烏山線開業100周年記念冠使用承認通知書（別記様式第2号）により、冠の使用の承認を行うことが適当でないとき認めるときはJ R 烏山線開業100周年記念冠使用不承認通知書（別記様式第3号）により、当該申請のあつた市民活動団体等に通知するものとする。

2 市長は、冠の使用の承認を行うに当たり、特に必要があると認めるときは、必要な条件を付すことができる。

(事業内容の変更)

第6条 前条1項の規定により、冠使用の承認を受けた市民活動団体等は、当該承認に係る事業の内容に変更が生じたときは、速やかに市長に対し、届け出なければならない。

2 冠の使用の承認を受けた事業を中止する場合は、使用者は、速やかに市長に対し届け出なければならない。

らない。

(承認の取消し)

第7条 市長は、冠の使用を承認した事業が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、冠の使用の承認を取り消すことができる。

- (1) 申請の内容に虚偽その他不正な事実が判明したとき。
- (2) 第3条第2項の規定に該当することが判明したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、冠の使用にふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定による承認の取消しにより生じた費用は、使用者の負担とする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和6年3月31日に限り、その効力を失う。